

派遣法に基づく情報提供

株式会社D.I.Works

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供致します。

- ① 派遣労働者の数
- ② 派遣先の数
- ③ マージン率
- ④ 派遣料金の平均額（1日8時間）
- ⑤ 派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間）
- ⑥ 労使協定の締結の有無（労使協定の範囲、有効期間）
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

対象期間：令和6年4月から令和7年3月

① 派遣労働者の数（1日平均）	297人
② 派遣先の数	45件
③ マージン率	33.5%
④ 派遣料金の平均額（1日8時間）	16,288
⑤ 派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間）	10,826
⑥ 労使協定の締結の有無（労使協定の範囲、有効期間）	
労使協定締結済 協定書の有効期間 2025年4月1日～2026年3月31日 ・ 協定労働者の範囲 派遣業務に従事する派遣労働者	
⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	
・ ITスクール受講カリキュラム	